

江戸川区
随意契約ガイドライン

令和8年7月1日
江戸川区総務部契約課

目次

1	趣旨・目的	1
2	ガイドラインの対象	1
3	随意契約とは	1
4	随意契約の根拠法令	3
5	< 随意契約を行う際の留意点 >	3
6	説明責任	4
7	地方自治法施行令第167条の2第1項各号の解説	5
	第1号 予定価格が規則で定める額を超えないとき（少額随意契約）	5
	第2号 その性質又は目的が競争入札に適しないとき	8
	第3号 福祉関係施設等からの物品の買入れ又は役務の提供を受けるとき	10
	第4号 新規事業分野の開拓事業者からの新商品の買入れ又は新役務の提供を受けるとき	12
	第5号 緊急の必要により競争入札に付することができないとき	13
	第6号 競争入札に付することが不利と認められるとき	15
	第7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき	16
	第8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき	17
	第9号 落札者が契約を締結しないとき	18
8	特命随意契約の適用に疑義があるもの（例示）	19
9	公表	20
10	法令遵守	20

1 趣旨・目的

地方公共団体では、公共工事、物品調達、業務委託等、様々な契約が行われています。当然のことながら、金額の大小にかかわらず、全ての契約は適正に執行されなければなりません。

本ガイドラインは、地方公共団体の契約締結方法は競争入札が原則であること、随意契約は例外であることを改めて認識し、随意契約は安易に行われることなく適正に執行されるよう、本区の標準的な解釈や指針を示すものとして策定しました。

随意契約を締結する際は、関係法令を遵守するとともに、客観的かつ合理的な根拠に基づいて判断し、適正な管理体制の下で運用します。

したがって、このガイドラインに示した事例に該当すれば必ず随意契約をすべきというものではなく、競争入札に付さずに随意契約とするかどうかの判断は、個別の案件ごとに緊急性や経済性を客観的に勘案し、契約内容に応じて総合的かつ慎重に行ってください。

2 ガイドラインの対象

本区が締結する全ての契約が基本的に対象となりますが、原則として入札を想定している議決を要する大規模工事等について想定したものではありません。大規模工事等については、個別に案件の事情を考慮して、より慎重に判断する必要があります。再公告入札が可能な場合は、その努力をすることが求められます。

3 随意契約とは

「随意契約」とは、競争の方法によらないで、普通地方公共団体が任意に特定の相手方を選択して締結する契約方法をいう。

随意契約は、一般競争入札又は指名競争入札に比しさらに手続が簡略であり、かつ、経費の面でも一段と負担が少なく済み、しかも相手方が特定した者であるため競争入札によってはそのすべてを満たすことのできないような資力、信用、技術、経験等相手方の能力を熟知のうえ選定することができるから、その運用さえ適切なものであればよくその長所を發揮し、所期の目的を達成することができる。しかしながら、いったんその運用を誤ると相手方の固定化を招き、しかも契約自体が情実に流され、公正な取引の実を失し、いわゆる官商結託ないし癒着の弊を生じやすい。

< 第一法規株式会社「地方公共団体契約実務ハンドブック」から抜粋 >

随意契約とは、競争入札によることなく、合理的に選定した者から見積書を徴取し、その者を相手方として契約を締結する契約方式です。

随意契約には2種類あり、複数の者から見積書を徴取して契約の相手方を決定する見積合せによる随意契約と、特定の1者から見積書を徴取して、その者を契約の相手方として決定する特命随意契約があります。

随意契約はあくまで契約方法の例外であること、また、その財源が住民によって収められた税金で賄われている地方公共団体においては地方自治法第2条第14項で「最小の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない」とされていることも十分に認識し、随意契約とするかどうかを契約ごとに総合的に判断しなければなりません。

その上で随意契約を行う際には、公正性・経済性・透明性の確保に最大限の注意を払う必要があります。

4 随意契約の根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項が定める以下の各号のいずれかに該当しなければ、随意契約は認められません（地方自治法第234条2項）。

施行令	内容
第1号	予定価格が規則で定める額を超えないとき（少額随意契約）
第2号	その性質又は目的が競争入札に適しないとき
第3号	福祉関係施設等から物品の買入れ又は役務の提供を受けるとき
第4号	新規事業分野の開拓事業者からの新商品の買入れ又は新役務の提供を受けるとき
第5号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき
第6号	競争入札に付することが不利と認められるとき
第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき
第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき
第9号	落札者が契約を締結しないとき

5 < 随意契約を行う際の留意点 >

第1号から第9号に該当しないことが明らかな場合や、随意契約により契約を締結することが不適切であることを認識した上で契約を行った場合は、担当職員やその上司だけでなく、区全体が責任を問われることになります。また、官製談合防止法等違反となり刑事罰の対象となる可能性もあります。

次のことに留意して事務にあってください。

- (1) 業務等に精通している、納入実績がある、頼みやすいという理由だけで、特定の事業者を選定することはできません。
- (2) 随意契約を適用するために、特定の事業者が事実上有利になるような仕様書を、客観的かつ合理的な理由もなく故意に作成し発注することは、厳に慎んでください。
- (3) これまで随意契約を適用していた案件であっても、法令の改正や排他的権利（特殊な技術や設備、特許権、著作権等）の失効等により、随意契約を適用する理由が適切でなくなっている場合がありますので、契約の度に随意契約とする合理的な理由があるのかを確認してください。

- (4) これまで随意契約を適用していた案件であっても、状況に応じて、随意契約から競争入札へ移行することも検討してください。
- (5) 他課または近隣自治体での類似案件がないか、あれば契約状況を確認してください。
例) 類似案件にもかかわらず、競争入札で契約相手を決めている事例がないかどうか。
- (6) 随意契約で契約を締結する場合でも、経済性を鑑み、原則として2者以上から見積書を徴取してください。
- (7) 「特別な技術、機器、設備」を理由とする場合、1者しかいない状況を具体的に説明できるようにしてください。併せて、契約の相手方は、委託する主要な業務を再委託する実態がないかも確認してください。
例) 本当に他の事業者ではできない技術なのか、他の事業者では販売していない機器・設備なのか。もし、再委託するのであれば、他にも履行可能な事業者がいるかもしれない。
- (8) 客観的には第1号から第9号の要件に該当する場合であっても、指定理由は第三者が確認した際にも妥当性を理解できるよう、具体的かつ明確に記載してください。

上記の(1) ~ (8)を確認したうえで、「【資料1】随意契約 指定理由検討シート」を契約締結依頼に添付してください。

6 説明責任

契約内容と同様に、随意契約を締結する場合の指定理由についても主管課で責任を持ち、区民等から説明を求められた場合は、各課長が責任をもって回答できるようにしてください。

日頃から法令遵守を意識し、「これまで通りだからよい」ではなく、法令等の基本に立ち返る姿勢で契約事務の改善に日々取り組むことが必要です。

7 地方自治法施行令第167条の2第1項各号の解説

第1号 予定価格が規則で定める額を超えないとき（少額随意契約）

地方自治法施行令第167条の2第1項第1号

売買、貸借、請負その他の契約でその予定価格（貸借の契約にあつては、予定貸借料の年額又は総額）が別表第五上欄に掲げる契約の種類に応じ同表下欄に定める額の範囲内において普通地方公共団体の規則で定める額を超えないものをするとき。

要旨

契約事務の効率化を主眼に、比較的少額な契約をする場合には、競争入札によらずに随意契約できるとするものです。本区においては江戸川区契約事務規則第39条の2において以下のとおり随意契約できる額の範囲を定めています。

契約の種類	上限額	例示
一 工事又は製造の請負	200万円以下	建設工事、建築物等の修繕等
二 財産の買入れ	150万円以下	動産、不動産の購入等
三 物件の借入れ	80万円以下	物件等の賃借(リース)
四 財産の売払い	50万円以下	動産、不動産の売り払い
五 物件の貸付け	30万円以下	動産、不動産の貸付け
六 前各号に掲げるもの 以外のもの	100万円以下	業務委託、役務の提供、物品修繕等

注意事項

- (1) 客観的かつ合理的な理由がないにもかかわらず、本号に該当させることや入札を回避するために故意に分割発注するようなことは、厳に慎んでください。
- (2) 主管課契約を発注する際に、あらかじめ契約することを前提として1者を指定し、その事業者へ他者の見積書（合見積）を徴取させる行為は談合が疑われるおそれがあるため厳に慎んでください。
- (3) 原則として、2者以上から見積書を徴取してください（江戸川区契約事務規則第40条）。なお、以下に該当する場合は、1者からの見積書徴取によることができます（江戸川区契約事務規則第41条第3号、25 総契第408号（通知））。
 - 予定価格10万円未満の物品契約
 - 予定価格50万円未満の工事契約
- (4) 公平性の観点から見積書徴取の機会を均等に与えるように努めてください。
- (5) 長期継続契約の場合は、会計年度ごとではなく、全契約期間の総額（税込）により判断してください。

(6) 他の号の理由と競合した場合には、原則として第 1 号を優先適用します。

分割発注の整理

1 基本原則

分割発注の可否は、次の観点を総合的に勘案して判断します。

(1) 目的の合理性

分割することに合理的な理由があるか

(2) 競争性・公平性

競争入札の回避や特定業者への誘導となっていないか

(3) 経済的合理性

一体発注と比較して、コストや事務効率の面で不利となっていないか

2 適切な分割発注の例

次に掲げる場合のように合理的理由が認められる限り、分割発注を行うことができます。

(1) 業務内容ごとに必要な専門性が異なり、それぞれに適した事業者を選定することが合理的である場合

(システム導入における、機器のリースとシステムの開発など)

(2) 履行場所が複数に分かれており、場所ごとに発注することで履行効率や地域性への対応が向上する場合 (複数施設の清掃業務など)

(3) 業務又は工事が物理的又は工程的に独立しており、それぞれを別契約として成立させる合理性がある場合

(4) 緊急的な初動対応とその後の本格対応を分けることで、迅速性と適正な契約手続の両立が必要な場合

(5) 分割することで、中小企業者 (区内事業者) の受注機会につながる場合

後述の「[国の分離・分割発注の考え方について](#)」を参照

(6) 当初の発注の際に一体発注が困難な場合

(修繕の作業中に別の箇所と同様の故障を確認した場合など)

3 不適切な分割発注の例

(1) 少額随意契約の限度額に収まるように、本来の事業等に必要な分量や回数等を分割した仕様とすること。

(2) 複数の内容又は工事をまとめて設計する際、少額随意契約の限度額に収まるように、本来想定している仕様を変更し、設計すること。

- (3) 年度内に同様の内容又は工事を契約することが明らかであるにも関わらず、限度額に収まるよう少額の金額に分割すること。
- (4) 一括して競争入札にかけることが可能であるにもかかわらず別発注とすること。
- (5) 必要な仕様の一部を、少額随意契約するために分割し、契約後に変更契約を行うこと(当初から把握でき、仕様に含めるべき内容を後から契約変更することは禁止行為です。)

国の分離・分割発注の考え方について

国は、官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律(昭和41年法律第97号)第4条第3項の規定に基づき、中小企業者に関する国等の契約の基本方針の中で、以下のとおり考え方を示しています。

1 中小企業・小規模事業者の受注機会を増大させるために必要な措置

中小企業・小規模事業者の受注機会を増大するためには、発注規模、競争環境、評価項目等が適切に設定されることが不可欠である。そのため、国等は、それぞれの発注段階において、参入しやすい契約規模への分割、技術力がある中小企業・小規模事業者や地域の中小企業・小規模事業者が参入しやすいよう入札時の参加条件や評価項目への設定を検討するとともに、入札参加資格の弾力化を検討するものとする。なお、検討の結果、当該措置を実施することが効果的・効率的であると認められる場合には、その措置を確実に実施するものとする。(略)

(8) 分離・分割発注の推進

国等は、物件等の発注を行う際はあらかじめ、価格面、数量面、工程面等並びに商品の種類ごとに、公正性を確保した上で、分離・分割して発注を行うことが契約内容の効果的・効率的な執行に資するかどうかについて検討(公正性についての検討も含む。)し、資すると認められた場合は、分離・分割発注を確実に実施するものとする。

第2号 その性質又は目的が競争入札に適しないとき

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。

要旨

業務の特殊性等により、特定の1者以外の者に履行させることが不可能である場合に随意契約ができるとしたものです。

注意事項

- (1) 本号を適用する場合は競争の原理が働かず、相手方から一方的に提示された価格や条件で不利な契約を強いられるおそれがあるため、慎重に判断してください。
- (2) 契約の相手が特定の1者しかいないと判断した理由について、具体的な説明が必要です。
- (3) これまで本号を適用していた案件であっても、法令の改正や排他的権利（特殊な技術や設備、特許権、著作権等）の失効等により、随意契約を適用する理由が適切でなくなっている場合がありますので、契約の度に随意契約とする合理的な理由があるのかを確認してください。
- (4) 継続的な事業において、後続の契約の相手方が先行する契約の相手方に限定されるとは限りません。先行する契約の履行により相手方が得るデータやノウハウ等を区に提出する旨を仕様書に定めることで、競争入札（見積合せ）によることができないか検討し、競争性の確保に努めてください。

主な事例

【共通】

- (1) 特許権を有している等、特殊な技術を要するために契約の相手方が特定され、それ以外の者では適正な契約の履行ができないと認められる場合
- (2) 国や公共団体と契約する場合
- (3) プロポーザル方式により選定された者

【工事契約】

- (1) 特許工法等の新開発工法等を用いる必要がある工事
- (2) 文化財その他極めて特殊な建築物であるため、施工者が特定される補修、増築等の工事
- (3) 実験、研究等の目的に供する極めて特殊な設備等であるため、施工可能な者が特定される設備、機器等の新設、増設等の工事
- (4) ガス事業法等の法令等の規定に基づき施工者が特定される工事

【物品契約】

- (1) 契約の目的物が特定の者でなければ納入できない場合
- (2) 区の行為を秘密にする必要がある場合（区が行う試験問題の印刷等）
- (3) 法令等により契約の相手方が特定されている場合
- (4) 既存のシステムと密接不可分の関係にあり、同一システム開発者以外の者にプログラムの増設・追加等を履行させると、既存のシステムの運用に著しく支障が生じるおそれがある場合
- (5) 物品等リースにおいて、リース期間満了後に業務上の必要があり相当と認められる期間に限って再リースを行う場合
- (6) 契約の相手方等と締結した他の契約、協定、覚書その他の文書において、合理的な理由により、あらかじめ契約の相手方が決定している場合
- (7) 契約の目的を達成するためには、能力その他の複数の条件を満たすことが必要であって、一つ一つの条件については、それを満たすものが複数存在するが、全ての条件を満たす者が1者に特定される場合

第3号 福祉関係施設等からの物品の買入れ又は役務の提供を受けるとき

地方自治法施行令第167条の2第1項第3号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五条第十一項に規定する障害者支援施設（以下この号において「障害者支援施設」という。）同条第二十八項に規定する地域活動支援センター（以下この号において「地域活動支援センター」という。）同条第一項に規定する障害福祉サービス事業（同条第七項に規定する生活介護、同条第十三項に規定する就労選択支援、同条第十四項に規定する就労移行支援又は同条第十五項に規定する就労継続支援を行う事業に限る。以下この号において「障害福祉サービス事業」という。）を行う施設若しくは小規模作業所（障害者基本法（昭和四十五年法律第八十四号）第二条第一号に規定する障害者の地域社会における作業活動の場として同法第十八条第三項の規定により必要な費用の助成を受けている施設をいう。以下この号において同じ。）若しくはこれらに準ずる者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者若しくは生活困窮者自立支援法（平成二十五年法律第百五号）第十六条第三項に規定する認定生活困窮者就労訓練事業（以下この号において「認定生活困窮者就労訓練事業」という。）を行う施設でその施設に使用される者が主として同法第三条第一項に規定する生活困窮者（以下この号において「生活困窮者」という。）であるもの（当該施設において製作された物品を買い入れることが生活困窮者の自立の促進に資することにつき総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けたものに限る。）（以下この号において「障害者支援施設等」という。）において製作された物品を当該障害者支援施設等から普通地方公共団体の規則で定める手続により買い入れる契約、障害者支援施設、地域活動支援センター、障害福祉サービス事業を行う施設、小規模作業所、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和四十六年法律第六十八号）第三十七条第一項に規定するシルバー人材センター連合若しくは同条第二項に規定するシルバー人材センター若しくはこれらに準ずる者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者から普通地方公共団体の規則で定める手続により役務の提供を受ける契約、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和三十九年法律第百二十九号）第六条第六項に規定する母子・父子福祉団体若しくはこれに準ずる者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者（以下この号において「母子・父子福祉団体等」という。）が行う事業でその事業に使用される者が主として同項に規定する配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの及び同条第四項に規定する寡婦であるものに係る役務の提供を当該母子・父子福祉団体等から普通地方公共団体の規則で定める手続により受ける契約又は認定生活困窮者就労訓練事業を行う施設（当該施設から役務の提供を受けることが生活困窮者の自立の促進に資することにつき総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けたものに限る。）が行う事業でその事業に使用される者が主として生活困窮者であるものに係る役務の提供を当該施設から普通地方公共団体の規則で定める手続により受ける契約をするとき。

要旨

障害者福祉の増進や、高齢者の雇用の安定といった一定の政策目的がある場合に、障害者支援施設やシルバー人材センター等と随意契約をすることができるとしたものです。

適用対象

- (1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律や障害者基本法に規定する障害者支援施設、地域活動支援センター、障害福祉サービス事業を行う施設もしくは小規模作業所、またはこれらに準ずる者として普通地方公共団体の長の認定を受けた者からの物品の購入や役務の提供を受ける場合
- (2) 高齢者等の雇用の安定等に関する法律に規定するシルバー人材センター連合、シルバー人材センターもしくは母子及び父子並びに寡婦福祉法に規定する母子・父子福祉団体、またはこれらに準ずる者として普通地方公共団体の長の認定を受けた者からの役務の提供を受ける場合

注意事項

- (1) 工事請負契約は本号の対象外です。
- (2) 本号を適用して随意契約をすることで得られる政策目的に対する効果と、競争入札による公平性、経済性を考慮した上で、本号を適用するかについて総合的に判断してください。

第4号 新規事業分野の開拓事業者からの新商品の買入れ又は新役務の提供を受けるとき

地方自治法施行令第167条の2第1項第4号

新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者が新商品として生産する物品を当該認定を受けた者から普通地方公共団体の規則で定める手続により買入れ若しくは借り入れる契約又は新役務の提供により新たな事業分野の開拓を図る者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者から普通地方公共団体の規則で定める手続により新役務の提供を受ける契約をするとき。

要旨

ベンチャー企業等の育成を目的として、認定された新規事業分野の開拓事業者と随意契約ができるとしたものです。

注意事項

- (1) 本号が適用できるのは、「新たな事業分野」における「新商品」や「新しい方法等による役務」であるのみならず、そのことについて、普通地方公共団体の長の認定を受けている者と契約する場です。本号が適用できるのは、該当する者が開発する新商品の買入れ、借入、又は新役務の提供を受ける場合であり、工事請負契約は該当しません。

第5号 緊急の必要により競争入札に付することができないとき

地方自治法施行令第167条の2第1項第5号

緊急の必要により競争入札に付することができないとき。

要旨

災害などの予測不可能な急迫の事態が発生し、緊急な対応が必要となったため競争入札に付する時間がないときに、随意契約ができるとしたものです。

災害その他の予見不可能な差し迫った事態により、区民の生命、財産等に危険が生じるおそれがある場合の応急的な工事・業務など、業務の客観的性質から緊急の対応が必要とされるものに適用できます。

注意事項

- (1) 本号は災害などの予測不可能な急迫な事態が発生した際に適用できるものであり、単なる事務処理の遅延等では適用できません。
- (2) 緊急に契約を結ばなければ生じる損失や、起こり得る被害、危険性、また、相手方を特定した理由について明確にしなければなりません。
- (3) 本号はあくまで緊急的に行う工事等に適用するものであり、工事等の範囲、数量、期間などは必要最小限としてください。
- (4) 応急的な工事等の後に行う本復旧に関する契約については、原則として競争入札に付してください。
- (5) 本号は事象の発生直後の急場に間に合わせるためのものであり、事象の発生から長時間が経過している場合には適用できません。

主な事例

【工事契約】

- (1) 海岸や河川の堤防・護岸が崩壊したときや、交通に支障をきたす、または事故の起因となるおそれのある道路陥没等の応急復旧工事を行う場合
- (2) 災害が発生するおそれのある危険な箇所が判明し、直ちに未然防止のための応急工事が必要な場合
- (3) 区が管理する施設(学校、保育、区民施設等)の電気設備が故障したため停電となる等、直ちに復旧しなければ利用者の安全性を損なう場合の応急復旧工事

【物品契約】

- (1) 堤防崩壊、道路陥没等の災害に伴う復旧用資材の買入れや復旧用資材の運搬車両の借入れを緊急に実施する必要があると認められる場合
- (2) 感染症の発症により、蔓延防止のための薬品や衛生材料等の買入れを緊急に実施する必要があると認められる場合
- (3) 解散による選挙など法令等の規定により業務を行う期間が定められるもので、その準備期間が短いために緊急を要すると認められる場合
- (4) 防災設備などで、常に稼働できる状態でなければ防災機能が保持できない機器等の故障に対する応急修繕

本号に該当するものとして、工事または修繕の随意契約を締結する場合には【別紙 2】または【別紙 3】の「緊急随意契約チェックシート」に必要事項を記入したうえで契約課に提出する必要があります。

第6号 競争入札に付することが不利と認められるとき

地方自治法施行令第167条の2第1項第6号

競争入札に付することが不利と認められるとき。

要旨

履行できるものは複数いるが、特定の事業者に行わせることが価格面で有利であり、加えて品質や履行期間などを考慮しても総合的に有利であると認められる場合や再度の競争入札に付しては契約の時機を失い契約の目的を達成することができなくなる場合に、随意契約ができるとしたものです。

注意事項

- (1) 本号を適用する場合、区にとって有利と認められる理由を明確にしなければなりません。
- (2) 事務手続きを簡略化するために安易に本号を適用することは厳に慎んでください。

主な事例

【共通】

現に契約を履行している事業者と契約することにより、履行期間の短縮、経費の節減が可能となる等、有利と認められる場合

ア 当初予期しえなかった事情の変化等により必要になった追加業務

イ 本体業務と密接に関連する付帯的な業務（当初から当然に予想される業務を除く。）

第7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき

地方自治法施行令第167条の2第1項第7号

時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。

要旨

競争入札に付した場合よりも誰が見てもはるかに有利な価格で契約ができる場合に、随意契約ができるとしたものです。

注意事項

製品等の品質や性能等が他と比較して問題がなく、かつ競争入札に付するよりもはるかに有利な価格で契約できることが客観的に確認できなければならないため、市場価格などを調査し、本号に該当するかを慎重に判断してください。

主な事例

【共通】

特定の事業者または施工者が、当該物品や施工に必要な資材を相当量保有しており、ほかの事業者と比較して著しく有利な価格で契約することができる場合

第8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき

地方自治法施行令第167条の2第1項第8号

競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。

地方自治法施行令第167条の2

(第1項 略)

2 前項第8号の規定により随意契約による場合は、契約保証金及び履行期限を除くほか、最初競争入札に付するときに定めた予定価格その他の条件を変更することができない。

(第3項 略)

4 前二項の場合においては、予定価格又は落札金額を分割して計算することができることに限り、当該価格又は金額の制限内で数人に分割して契約を締結することができる。

要旨

競争入札に付したが入札者がいないとき、又は再度の入札でも落札者が決定しなかったときに、随意契約ができるとしたものです。

競争入札に付したが落札者が決定しなかった場合で、これ以上競争入札に付しても落札者が決定する見込みがないときや、時間的余裕がなく再度の競争入札に付しては契約の時機を失い、契約の目的を達成することができなくなる場合に適用できます。

注意事項

- (1) 競争入札に付した結果、成立しなかった場合は原則として再度入札に付さなければなりません。日程に余裕をもって契約事務を行ってください。
- (2) 本号を適用する場合は、契約保証金及び履行期限を除き、予定価格その他の入札時に定めた予定価格や品質等、契約の要素となっている条件を変更することはできません。

第9号 落札者が契約を締結しないとき

地方自治法施行令第167条の2第1項第9号

落札者が契約を締結しないとき。

地方自治法施行令第167条の2

(第1項 略)

(第2項 略)

3 第1項第9号の規定により随意契約による場合は、落札金額の制限内でこれを行うものとし、かつ、履行期限を除くほか、最初競争入札に付するときに定めた条件を変更することができない。

4 前二項の場合においては、予定価格又は落札金額を分割して計算することができることに限り、当該価格又は金額の制限内で数人に分割して契約を締結することができる。

要旨

落札者が何らかの理由で契約を締結しなかったときに、随意契約をすることができるとしたものです。

注意事項

- (1) 競争入札に付し落札者が決定したが、何らかの理由でその者が契約を締結しないとき、再度の競争入札に付しては契約の時機を失い契約の目的を達成することができなくなる場合に適用ができます。
- (2) 第8号と異なり、入札が成立し落札者が決定しているため、予定価格ではなく落札価格の制限内で契約締結しなければなりません。
- (3) 第8号と同様に、再度の競争入札に付すことも検討してください。

8 特命随意契約の適用に疑義があるもの（例示）

	随意契約理由	規程	疑義がある理由
1	先進事例を熟知している。	第2号	先進事例調査を仕様書で求めれば他の事業者も業務を行える可能性があるためです。
2	前回契約事業者である。	第2号 第6号	他の事業者ができない理由（2号）や価格面、品質や履行期間など総合的に他の事業者より有利である理由（6号）の根拠が必要になるためです。
3	同種類の契約を行った実績がある。	第2号	
4	業務の内容を熟知しており、当区でも正確な履行実績がある。	第2号 第6号	
5	業務に精通している。	第2号 第6号	他の事業者ができない理由（2号）や価格面、品質や履行期間など総合的に他の事業者より有利である理由（6号）の根拠が必要になるためです。 熟知・精通していなければ参入できないのか、他に熟知・精通した事業者はいないのかを検討し、記載する必要があるためです。
6	ノウハウが蓄積されている。	第2号 第6号	ノウハウを仕様書等に反映することで、他の事業者にも業務を行える可能性があるためです。
7	業務を確実に履行できる人員を擁している	第2号	他事業者では人員確保できないのか、確認する必要があるためです。
8	一体的な管理が必要である	第2号 第6号	一体的に管理しなければならない理由を明示する必要があるためです。
9	○月○日までに納入する必要があり、昨年度受託した実績がある。	第2号 第5号 第6号	他の事業者ができない理由（2号）や価格面、品質や履行期間など総合的に他の事業者より有利である理由（6号）の根拠が必要になるためです。
10	業務開始までに時間的な余裕がない。	第5号	
11	事前準備に時間がかかる。	第2号 第6号	熟知・精通していなければ参入できないのか、他に熟知・精通した事業者はいないのかを検討し、記載する必要があるためです。 緊急の必要（5号）とは、天災など予測できない事態が起きた場合のことで、事務処理の遅滞は理由になりません。 業務進捗管理を適正に行い、余裕をもって契約手続きをしてください。

9 公表

公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令第7条の規定に基づき、随意契約により公共工事の契約を締結したときは、以下のとおり区ホームページに内容を公表します。

- 公表内容

種別、契約日、件名、工事概要、施工場所、工期末（履行期限）、契約の相手方（名称・住所）、契約金額、指定理由、根拠法令、担当課
--

- 公表時期

対象となる契約の期間	公表時期
4月から9月までの間に締結された契約	10月頃
10月から3月までの間に締結された契約	4月頃

10 法令遵守

（法令遵守宣言）

- 区職員は、法令を遵守し、適正な契約事務を行うことをここに宣言します。
- これまで慣行で行っていたようなものも、本来の法の趣旨に照らし、常に改善する意識を高く持ち、継続的に契約事務の適正化に努めます。
- 一人一人の職員が自分事として受け止め、区民・事業者への説明責任を果たせるよう意識を高く持って、日々の業務に取り組みます。

随意契約 指定理由検討シート

請求番号 _____

件名 _____

契約係では、随意契約の指定理由について、特に以下の視点について確認していますので、指定理由を検討いただく際は、本シートを活用してください。

なお、指定理由は開示請求の対象となりますので、対外的に説明できる内容である必要があります。また、本シートは契約係にて指定理由の確認をする際に提出を求めることがありますので、該当する確認事項に係る理由は**必ず**記載してください。

確認事項
当該業務を受注できるのは、本当にその事業者しかいないか
はい いいえ 理由 _____
これまでの前例で判断をしていないか
はい いいえ 理由 _____
業務等に精通・熟知していることだけが理由となっていないか
はい いいえ 理由 _____
工夫しても競争入札ができないか
はい いいえ 理由 _____
当該業務の遂行に必要な排他的権利(特殊な技術・設備等、特許権、著作権等)を有しているか
はい いいえ 理由 _____
事務処理が間に合わない等の事務の遅延により競争入札に付する期間が確保できないという理由ではないか
はい いいえ 理由 _____
根拠法令は適切か
はい いいえ 該当する根拠法令【地方自治法施行令 167 条の 2 第 1 項第○号】 理由 _____

随意契約条項に該当しないことが明らかな場合、また当該契約が随意契約によることができないことを承知の上で行った場合、契約の効力が無効になるだけでなく、その契約担当職員や契約締結の権限を有する職員についても責任を問われる恐れがあります。

掲載先 全庁ポータル > 全庁ドキュメントサイト > テンプレート集 > 03_契約 > 各種様式 > 随意契約 指定理由検討シート

【主管課 決裁欄】

【 契 約 課 ・ 法 務 課 決 裁 欄 】

主管係長	主管課長

契約係長	契約課長	法務係長	法務課長

緊急随意契約チェックシート（区民施設等に係る工事）

地方自治法施行令167条の2第1項5号「緊急の必要により競争入札に付することができないとき。」に該当するものとして、随意契約を締結することを予定している場合は、契約予定日の原則10営業日前までに、本チェックシートにチェック及び必要事項を記入したうえで契約課に提出してください。なお、契約課・法務課押印済の本チェックシートは契約締結依頼書を提出する際の添付資料としてください。

提出日	年 月 日
担当者	部 課 係 氏名 連絡先
件 名	
契約金額（予定）	円（税込）
工 期（予定）	年 月 日 ~ 年 月 日（日間）
請負業者（予定）	

1 工事金額について

- 契約予定金額が200万円（税込）を超える

200万円以下の工事の場合は1号随契（少額随契）による処理を検討してください

2 工事類型について

- 緊急性を要する工事事例一覧（別表）に該当する

（ 上下水道の配管・設備等工事、 ガス設備工事、 電気設備工事、

空調設備工事、 外壁等工事、 雨漏り補修工事、 通信関連設備工事、

防犯・防災設備工事、 危険防止設備工事、

その他（ ））

緊急性の要因となる具体的な不具合等の内容

3 緊急性について

(1) 支障の状況

現に支障が生じている。或いは、その可能性が具体的かつ現前と存在する

(2) 支障の対象

施設を利用する区民等に対する支障である

(3) 支障の程度

施設を利用する区民等の生命・身体に対する支障(健康管理、安全確保に係る支障)、
或いは、地域活動に関する重大な支障であって、かつ代替施設による対応が困難である

(4) 具体的な支障の内容

(5) 緊急性

入札手続(概ね3週間程度)を待てず、また、応急措置による対応もできない
応急措置による対応ができない理由

4 指定理由について(総括)

上記の項目を踏まえて、財務システムにて起票する「指定理由書兼契約執行伺書」に記載する「指定理由」を記載してください

緊急性を要する工事事例一覧

(下記工事のうち、計画的な工事に対応できない緊急の故障等で、施設休止や代替施設による対応が困難な場合に限る。)

	工事の種類	不具合の例
1	上下水道の配管・設備等工事	漏水等によりトイレが使用できない、通路等の通行・使用ができない 等
2	ガス設備工事	ガス漏れにより施設に危険がある 等
3	電気設備工事	漏電等により火災の恐れがある、電気が使えないことにより業務又は活動ができない 等
4	空調設備工事	夏季期間に空調が使用できないことにより、施設利用者又は職員が熱中症などになる恐れがある 等
5	外壁等工事	外壁が剥がれ落下する恐れがある 等
6	雨漏り補修工事	天井からの雨漏りにより業務又は授業に支障があり、机移動等では対応できない 等
7	通信関連設備工事	電話、インターネットが使用できない等で業務又は活動に支障がある 等
8	防犯・防災設備工事	防犯設備に故障があり、施設のセキュリティが確保できない 等
9	安全対策設備工事	施設利用者や職員等の事故や怪我を防ぐために必要な設備工事

【主管課 決裁欄】

主管係長	主管課長

【契約課・法務課 決裁欄】

契約係長	契約課長	法務係長	法務課長

緊急随意契約チェックシート（学校、保育施設等に係る工事）

地方自治法施行令167条の2第1項5号「緊急の必要により競争入札に付することができないとき。」に該当するものとして、随意契約を締結することを予定している場合は、契約予定日の原則10営業日前までに、本チェックシートにチェック及び必要事項を記入したうえで契約課に提出してください。なお、契約課・法務課押印済の本チェックシートは契約締結依頼書を提出する際の添付資料としてください。

提出日	年 月 日
担当者	部 課 係 氏名 連絡先
件名	
契約金額（予定）	円（税込）
工期（予定）	年 月 日 ~ 年 月 日（日間）
請負業者（予定）	

1 工事金額について

- 契約予定金額が200万円（税込）を超える
200万円以下の工事の場合は1号随契（少額随契）による処理を検討してください

2 工事類型について

- 緊急性を要する工事事例一覧（別表）に該当する
（ 上下水道の配管・設備等工事、 ガス設備工事、 電気設備工事、
 空調設備工事、 給食に係る設備等工事、 外壁等工事、
 雨漏り補修工事、 通信関連設備工事、 防犯・防災設備工事、
 教室転用設備等工事、 その他（ ））

緊急性の要因となる具体的な不具合等の内容

--

3 緊急性について

(1) 支障の状況

- 現に支障が生じている。或いは、その可能性が具体的かつ現前と存在する

(2) 支障の対象

- 児童・生徒 / 園児に対する支障である

(3) 支障の程度

- 児童・生徒 / 園児等の生命・身体に対する支障（健康管理、安全確保に係る支障）
或いは、教育活動に関する支障である

(4) 具体的な支障の内容

(5) 緊急性

- 入札手続（概ね3週間程度）を待てず、また、応急措置による対応もできない
応急措置による対応ができない理由

4 指定理由について（総括）

上記の項目を踏まえて、財務システムにて起票する「指定理由書兼契約執行伺書」に記載する「指定理由」を記載してください

緊急性を要する工事事例一覧

	工事の種類	不具合の例
1	上下水道の配管・設備等工事	漏水等によりトイレが使用できない、通路等の通行・使用ができない 等
2	ガス設備工事	ガス漏れにより施設に危険がある、ガス設備故障により給食調理ができない 等
3	電気設備工事	漏電等により火災の恐れがある、電気が使えないことにより業務又は授業ができない 等
4	空調設備工事	夏季期間に空調が使用できないことにより、児童・生徒又は職員が熱中症などになる恐れがある 等
5	給食に係る設備等工事	設備の故障により給食調理、運搬等に支障がある 等
6	外壁等工事	外壁が剥がれ落下する恐れがある 等
7	雨漏り補修工事	天井からの雨漏りにより業務又は授業に支障があり、机移動等では対応できない 等
8	通信関連設備工事	電話、インターネットが使用できない等で業務又は授業に支障がある 等
9	防犯・防災設備工事	防犯設備に故障があり、学校のセキュリティが確保できない 等
10	教室転用に伴う設備等工事	新年度(新学期)の始業に当たり教室の学習環境が整っていないことにより授業が行えない 等